

区域計画の認定について

平成 28 年 10 月 4 日
地方創生担当大臣
山 本 幸 三

最近、区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)等は、以下のとおり。

1. 福岡市・北九州市 区域会議

【9月30日開催、9月30日申請、新規2事業】

(1) 旅館業法の特例

国家戦略特別区域法第 13 条第1項に規定する特定認定を受けた者が、北九州市において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。【平成 29 年1月より実施】

(2) 酒税法の特例

北九州市の特産物であるブドウを原料とした果実酒を製造しようとする者が、その製造量が少量であっても製造免許を受けることを可能とする。

2. 広島県・今治市 区域会議

【9月30日開催、9月30日申請、新規2事業】

(1) 創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

うずの鼻コミュニケーションズ株式会社(愛媛県今治市)が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

(2) NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

愛媛県が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、今治市においては、2月から2週間に短縮する。【直ちに実施】

3. 東京圏 区域会議

【9月30日開催、9月30日申請、新規1事業】

(1) 臨床試験専用病床に係る医療法施行規則の特例

公立大学法人横浜市立大学が、同大学附属病院において、病室の床面積及び廊下幅の基準を緩和し、患者以外の者を対象とした臨床試験専用病床を整備する。

【平成 28 年中に実施】